## 小野コミュニティ規約

# 第1章 総 則

## (名 称)

第1条 本会は、小野コミュニティ(以下「協議会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、小野地区(以下「地区」という。)に暮らす住民自らが地域課題を明らかにし、地区住民相互の連携と協働のもと、その解決に向けて取り組むことにより、安心、安全で豊かで住みやすい地域づくりを進めることを目的とする。

# (設置)

第3条 協議会は豊岡市まちづくり基本条例に定める協働の理念のもと、地区内の住民組織として設置する。

## (事務所の位置)

第4条 協議会の事務所を次に置く。 小野地区コミュニティセンター(所在地 豊岡市出石町袴狭 386-1)

### (事業)

第5条 協議会は、第2条の目的達成のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域づくりのための調査及び地域づくり計画の策定
- (2) 地域の活性化の推進に関する事業
- (3) 地域の伝統や文化を継承する事業
- (4) 地域の安全及び防災に関する事業
- (5) 地域の財産や人材を守り育てる事業
- (6) 地域の子育てや健康福祉に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

### (活動の範囲)

第6条 協議会の活動の範囲は、地区内とする。ただし、他の協議会と協力、連携 して活動する場合はこの限りではない。

## 第2章 組 織

# (会 員)

第7条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) その他、役員会が必要と認めるもの。

## (役 員)

第8条 協議会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名(区長4名、チクタクひぼこ運営協議会代表1名、 いずし古代学習館友の会会長1名、部会長3名、事務局長1名)
- (4) 監事 2名
- 2 顧問は、必要に応じて置くことができる。

# (役員の任期)

第9条 役員の任期は、原則として1期2年とし再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (選 任)

第10条 会長は、小野地区区長会が選出し、総会の承認を得る。副会長、会計、監事 及び顧問は会長が選出し、役員会が承認する。

### (役員の職務)

第11条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長に事故ある時、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会員の意思を反映しつつ協議会の運営に参画する。
- (4) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

監事はチクタクひぼこ運営協議会の監事を兼務する。

(5) 顧問は、協議会に問題が生じたときには相談役となる。

### 第3章 会 議

## (会 議)

第12条 協議会の会議は総会、役員及び各部会とする。

## (総 会)

第13条 総会は、役員、各部会委員をもって構成する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関で毎年1回開催するほか、会長が認めた場合 または役員の3分の1以上の請求があった場合は臨時の総会を開催する ことができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長はその総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は過半数の出席をもって成立とする。
- 6 議会の議事は過半数で決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。
- 7 総会は次の事項を決定すること。
  - (1) 地域づくり計画の策定及び変更に関すること
  - (2) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
  - (3) 役員の任命報告に関すること
  - (4) 規約の改正に関わること
  - (5) その他、重要事項に関すること

## (役員会)

- 第14条 役員会は会長、副会長、理事(区長、チクタクひぼこ運営協議会代表いずし 古代学習館友の会会長及び事業部会長、事務局長)で構成する。
  - 2 役員会は総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議 決定する。
  - 3 役員会は会長が招集する。
  - 4 会長は役員会の議長となる。
  - 5 会長は必要があると認められるときは、役員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

### (事業部会)

- 第15条 総会及び役員会で決定された方針に基づき事業を実施するため、協議会に 次の事業部会(以下「部会」という)を置く。
  - (1) 総務防災部
  - (2) 健康福祉部
  - (3) 人材育成部
  - 2 部会は、各区から選出されたコミュニティ委員(以下「委員」という。) で構成する。
  - 3 部会に部会長(1名)及び副部会長(2名)を置く。
  - 4 部会長、副部会長は部会員の中から互選する。
  - 5 部会長は部会を代表して会務を総括するとともに、部会の議長となる。
  - 6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。
  - 7 部会長は必要があると認めるときは、部会委員以外の者を出席させ、 意見を求めることができる。

## (部会の調整)

第16条 部会相互の協力により事業執行することに支障が出る場合は、役員会が調整を行うものとする。

# 第4章 会計

## (会 計)

- 第17条 協議会の運営等に要する経費は交付金、寄付金、会費及びその他の収入をもって充てる。
  - 2 会費は予算に基づき総会で決定し徴収する。

### (会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

# 第5章 職 員

### (職員)

- 第19条 協議会の事務を処理するため協議会に事務局を置く。
  - 2 事務局に事務局長及び事務職員を置く。
  - 3 事務局長及び事務職員は役員会の承諾を経て、会長が任命する。
  - 4 事務局長は、協議会の会務及び経理・会計を掌握する。
  - 5 事務職員は、事務局長の命を受け、協議会の会務及び経理・会計事務を つかさどる。

# 第6章 その他

## (規約の改正)

第20条 この規約の改正をするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

## (解散)

第21条 協議会の解散については、総会において 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

### (その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が 役員会に諮り別に定める。

### (附 則)

- 1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
  - この規約は、平成31年4月1日より施行する。